

4 産業系施設

(1) 施設の概要

本市の産業系施設は 11 施設あり、新湊地区に 4 施設、小杉地区に 3 施設、大島地区に 1 施設、下地区に 1 施設、大門地区に 2 施設立地しています。

平成 27 年 4 月 1 日現在

施設分類	施設数	施設名	所有状況	管理形態	代表建築年度	経過年数	耐震補強	総延床面積 (㎡)	代表建築物構造
産業系施設	11施設	1 新湊農村環境改善センター	市有	指定管理	H08	19	不要	951.53	RC
		2 大門農村環境改善センター	市有	指定管理	H01	26	不要	1,162.84	RC
		3 大島農村環境改善センター	市有	指定管理	H10	17	不要	1,038.52	SRC
		4 川の駅新湊	市有	指定管理	H20	7	不要	558.79	RC
		5 道の駅新湊	市有	指定管理	H10	17	不要	978.96	RC
		6 大門コミュニティセンター	市有	指定管理	S62 (H9改修)	28 (18)	不要	1,122.13	RC
		7 ふれあい農園	市有	指定管理	H11	16	不要	120.64	W
		8 第1高齢者ふれあい健康農園	市有	市直営	-	-	-	-	-
		9 第2高齢者ふれあい健康農園	市有	市直営	-	-	-	-	-
		10 庄川左岸緑地区分農園	市有	市直営	-	-	-	-	-
		11 稲積リバーサイドパーク揚水施設	市有	市直営	H03	24	不要	35.20	RC
		合計						5,968.61	

構造凡例 S：鉄骨造,RC：鉄筋コンクリート造,SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、W：木造

(2) 施設の現状と個別の基本的な考え方

1) 産業系施設

施設の現状

産業系施設
<p>建物状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大門農村環境改善センター及び大門コミュニティセンターは、築 20 年以上が経過しています。 <p>利用・運営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村環境改善センターについては、陶芸室や軽運動が可能な多目的ホール、会議室、調理実習室等、他の区分の施設と重複する機能が複数見られます。 ・新湊農村環境改善センター、大島農村環境改善センター、川の駅新湊、道の駅新湊については、指定管理者制度を導入し、民間活力を生かした運営を行っており、大門農村環境改善センター・大門コミュニティセンター についても一括して平成 27 年度から指定管理者制度を導入しています。 <p>コスト状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フルコストに対して、収入の占める割合が新湊農村環境改善センター19.6%、大島農村環境改善センター29.7%、大門農村環境改善センター・コミュニティセンター 37.6%とばらつきがあるため、今後、施設を維持更新していく場合は、適切な受益者負担を検討する必要があります。

基本的な考え方

産業系施設	
将来のあるべき姿	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置意義が低下している施設及び本来の目的以外に利用されている施設は、市の施設としては廃止し、民間への売却や民間活用が図られ、民間の専門性やノウハウを活用することにより、多様なニーズに柔軟な対応が可能となっています。 	
個別の基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の利用状況、コスト面、市民ニーズを分析し、施設規模の最適化を図るほか、施設の設置意義が薄れている場合及び本来の目的以外に利用されている場合は廃止・転用を検討します。 ・ 存続施設は、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。 ・ 受益と負担の適正化に努めます。 	

施設分類名	現在保有面積 (H27.4.1 現在)	削減想定面積 (40 年間)
産業系施設	5,968 m ²	1,000 m ² (17%程度)